

顧問への個別意見聴取結果（概要）

■水質モニタリングの考え方

No	意見・コメント内容	計画への反映等	顧問
1	「監視」、「モニタリング」等の用語の定義は、理解しやすい。	—	宮脇顧問
2	水質モニタリング地点については、原案で問題ない。仮に、何らかの影響が見込まれる状況があった場合には、地点の追加等を考えていくものと理解した。	—	乾顧問
3	水質モニタリングの地点は、良い。	—	遠藤顧問
4	水質モニタリング位置に異論はない。	—	宮脇顧問
5	モニタリング項目として（農業用水基準の）銅は無くてもよいと思う。また、仮に事故があった場合の初期（濃度が低い時期）の変動は、電気伝導度より塩化物イオンの方が顕著に確認できるとされているので、塩化物イオンを測定しておく意味がある。なお、塩化物イオンの測定は下流水路が農業用水取水河川の上流であるということも考慮して、実施してもよいと思う。	計画に反映（P13 別表 1） 下流水路のモニタリング項目に塩化物イオンを追加等	遠藤顧問
6	放流水基準に含まれる銅・亜鉛といった環境基準に無い項目については、処理された放流水には含まれないと考えられることから、下流水路モニタリングの項目としては不要ではないか。一方で、農業関連を考慮して、モニタリング項目に塩化物イオンの追加を検討してはどうか。	計画に反映（P13 別表 1） 下流水路のモニタリング項目に塩化物イオンを追加等	宮脇顧問
7	PFAS等は、今後、規制対象に追加される可能性もあるが、現時点での計画への記載は必要なく、規制等ができてからで良い。	—	乾顧問
8	PFASは、現時点で、基準にはないので計画に含める必要はない。ただし、埋立開始前にバックグラウンドだけは把握しておいてもらいたい。	—	遠藤顧問
9	PFASは、施設の埋立開始までのどこかの時点で測定はした方が良いが、この度の計画への記載は必要ない。	—	宮脇顧問
10	下流水路のモニタリング項目の絞り込みは、下流水路の検査が任意で実施するもののため可能であると思う。その点は明確に示しておいた方が良い。	計画に反映（P4） 下流水路のモニタリングは法令に基づき実施するものではない旨を明記	遠藤顧問
11	モニタリング項目の絞り込みの考え方は、良い。新たな規制で項目が追加となる可能性もあるので、計画に「項目追加」の可能性も触れておいてはどうか。	計画に反映（P4） モニタリング項目の追加可能性を追記	乾顧問
12	下流水路のモニタリングは、水質傾向を把握するモニタリングという目的であること（単発のスパイク波形のピークに対し、原因究明等を行おうとするものではないということ）は、あらかじめ明確に示しておいた方が良い。	計画に反映（P4） 下流水路の水質モニタリングの目的を明記	遠藤顧問
13	水質モニタリングの頻度は年4回程度が基本と考えられる。仮に基準超過が認められるような状況があれば追加での測定を検討すればよい。	—	乾顧問
14	季節や降雨などで水質が変化する場合もあるので、季節ごとにモニタリングするという考え方は良い。	—	宮脇顧問
15	水質モニタリングの頻度は、四季ごと、年4回実施の考えで良い。水質の傾向を見るという方針からは、特殊な状況時（豪雨の直後等）は避けたほうが良い。	計画に反映（P4） 水質モニタリングの時期は豪雨の直後等を避ける旨を記載	遠藤顧問
16	結果公表について、計画案の記載に違和感はない。住民は、基準合致を気にされると思うので、速やかに公表してほしい。	—	宮脇顧問

No	意見・コメント内容	計画への反映等	顧問
	また、水質の傾向変化について顧問の意見を聴く場合は、データは1年分程度をまとめることで良い。事業者独自の測定データを収集し、県のデータと併せて整理することも、良い。		
17	モニタリング結果の公表に当たっては、基準内容の説明も添えるなどの工夫をしてほしい。	公表に当たっては、留意する	乾顧問

■時点毎の監視・モニタリング

No	意見・コメント内容	計画への反映等	顧問
1	時点毎の監視内容は、特に問題はない。これで進めれば良い。モニタリング内容も妥当である。施工前のデータをきちんと取ってもらえれば良い。	—	乾顧問
2	時点毎の監視内容は、遮水シート端部の不織布への浸水対応や浸出水集排水管の遮水シート貫通部等の内容も含まれており、問題ない。	—	遠藤顧問
3	時点毎の監視計画は非常に細かく、綿密に計画されており、特段異論はない。	—	宮脇顧問
4	時点毎のモニタリング内容は、記載事項に異論はない。丁寧に進めてもらいたい。	—	宮脇顧問
5	モニタリング井戸を新設する計画のため、井戸設置の施工状況も監視に含めると良い。	計画に反映(P7) 工事中監視に「地下水モニタリング井戸の設置工事」を追記	乾顧問
6	モニタリング井戸の設置においては、上下流で地下水への影響が評価できるストレーナの位置等に留意が必要である。	計画に反映(P7) 監視内容として「ストレーナの位置の確認」を明記	宮脇顧問
7	監視の時点として、災害時(地震、豪雨、台風時等)の記載があっても良い。内容は災害の状況毎に異なるため、適宜必要と思われる時点で監視する旨を、入れることで良い。	計画に反映(P10) 監視の時点に、「災害(地震・豪雨等)発生時」を追記	遠藤顧問
8	モニタリング井戸の地下水位は地下水位上昇による遮水シートに及ぼすリスクの把握、生活環境影響調査結果の確認の観点から測定が望まれる。頻度は月1回程度のデータあれば十分である。	地下水位は、事業者が維持管理の中で月1回程度の測定予定と聞いており、事業者の測定データを収集する	乾顧問
9	地下水の水位、処分場内の水位測定は、測れるなら測った方が良い。地下水位は月1回も測定されれば十分。	地下水位は、事業者が維持管理の中で月1回程度の測定予定と聞いており、事業者の測定データを収集する	宮脇顧問
10	可能であれば、雨が降ったときに、内部貯留していないか確認できるよう、大まかにでも処分場内の水位確認ができると良い。	処分場内の水位は、事業者の維持管理において把握可能か検討を依頼する	乾顧問
11	ポンプアップ方式のため、ポンプの稼働時間を把握することで、大まかな処分場内部の水位状況の把握ができるかもしれない。構造としては、内部貯留はしない設計としているので、無理に処分場内の水位をモニタリングしなくてもよい。	処分場内の水位は、事業者の維持管理において把握可能か検討を依頼する。	遠藤顧問
12	埋立ガスは、維持管理でモニタリングすることが望ましい。ガスと水質の安定化のトレンドは対になっており(例えばメタンガス発生とBOD低下の関係は対になっている)、水質に変化が現れるより前に、ガス発生が先行する。ガスの測定は最初のうちは年一回程度の測定でもよい。また、一区画に2点程度の観測が望ましい。	埋立ガスは、事業者が維持管理の中で測定予定と聞いており、事業者の測定データを収集する。(今後、事業者が作成する管理運営マニュアル等により実施計画を確認)	遠藤顧問

■異常等確認時の対応

No	意見・コメント内容	計画への反映等	顧問
1	対応フローの中身は良い。なお、環境基準の超過は直ちに処分場に係る違反ではない(例えば窒素、リンは農業等ほかの影響で濃度が上がる可能性があるなど、別の外的要因があり得る)ので、記載内容に留意が必要である。何が埋立停止を指導すべき違反になるか、もう少しわかりやすく記載しておく方が良い。	計画に反映(P11) 施設に起因して環境影響が生じている又は構造基準への不適合が疑われる場合に埋立停止を指導するものと整理した。	遠藤顧問
2	漏水検知システムが検知した場合の対応も計画に含まれている方が良い。	計画に反映(P11) 漏水検知システムが作動した場合の対応も明記	乾顧問
3	水質異常時の対応フローについて、概ね違和感はない。水質の傾向変化があった際、基準等を超えていない中で受入停止を指導する流れとなっているが、指導判断の前段に顧問に相談等を入れてもよいのではないかな。	計画に反映(P12) 水質の傾向変化があった際は、最初に顧問に相談するようフローを修正	宮脇顧問
4	水質の傾向変化時の対応フローは、(いきなり受入れ停止の指導とするのではなく)まず顧問に確認することとした方が良い。	計画に反映(P12) 水質の傾向変化があった際は、最初に顧問に相談するようフローを修正	乾顧問
5	そもそも水質濃度の傾向が変化しているかどうかの判断が難しいため、まずは計画案6(2) ii)に記載の「水質の変化が認められる」か否かについて顧問に相談するのがよい。	水質の傾向変化の有無の判断に当たっては、顧問に相談したい。	遠藤顧問